

## 編集委員会 会議録

会議の名称	第4回 編集委員会（実質的な協議の3回目）
開催日時	平成20年6月26日（木）18時33分から21時20分
開催場所	川口市 職員会館
出席者	（委員長）鈴木委員長 （委員）池田委員、落合委員、石井（邦）委員、河合委員、森委員、 碓委員、小島委員、木岡委員 （オブザーバー）金井委員、石井（良）委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会からの条例項目案の取りまとめについて</li> <li>・編集委員会から各部会への検討事項について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会の提案による条例項目案とその比較表</li> </ul>
発言内容	<p>編集委員会プロジェクト会議の開催について</p> <p>5月12日18:33~22:30にかけて編集委員会プロジェクト会議が開催された。この会議では、第2回編集委員会で大項目と中項目を設定し各部会からの提案を見やすく整理したものについて、さらに比較しやすいように小項目を設定した。</p> <p>この作業によって整理された資料に基づいて、各部会それぞれが条例の名称、理念、仮置きした大・中・小項目の名称（章、節、見出し）と順序、数量（条文の数）などを再度議論してくることになった。さらに条例の形式、素案のイメージなどについても検討することとなった。</p> <p>なお、出席者は、第1検討部会の落合委員、第2検討部会の石井（邦）委員、第3検討部会で編集委員長の鈴木委員、第4検討部会の碓委員、第5検討部会の木岡委員、アドバイザーとして第5検討部会長の石井（良）委員であった。</p> <p>各部会からの条例項目案の取りまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会で検討した項目について、特に強調したいところを中心に説明していただきたい。</li> <li>・また、編集委員会からの宿題については、後ほど改めてご説明いただきたい。（以上、委員長）</li> <li>・第1検討部会では、素案を作成するにあたって、まずスタンスを確認</li> </ul>

した。そもそも川口市政とは何かを全員で確認し考え方を共有した。1つ目は、「市民が主人公である」として、市民を全ての考え方の基本においた。そして、市政の具体的な担い手として、議会と市長について考えたところである。議員と市長は市民から直接選出される、言わば市民の代表であることから、職員とは別に規定することとした。つまり、主役である市民が行政をコントロールする手段として、自治基本条例を捉えている。

- ・項目については、前文から始めて、市民の存在、市民の権利と自治基本条例の目的、位置付け、地域社会のビジョンといった順に定めている。次に市民の代表として、議会と市長を規定している。市民は市長や議員を選ぶだけでなく、直接参加する道も定めるべきとした。市政経営、コンプライアンス(法令遵守)・倫理、国・他の自治体との関係といった規定も設けている。
- ・市民が主役ということを経験的なコンセプトとしたので、市民に関する規定を始めに置いている。次に、市民の代表ということで議会と市長を規定し、これを補完する仕組みということで、行政に関わるものを置いている。従って、当部会にとっては、条例の項目の順番は非常に重要な意味を持っている。
- ・また、地域社会のビジョンについては、川口市らしさを出すためにロマンを入れている。
- ・主役である市民が行政を統制していくという考え方は、素案の各所にちりばめられている。そのため、いささか品のない表現かもしれないが、職員は市民の公僕という表現も入れている。
- ・第1検討部会の特徴としては、よい伝統として川口市は議員が政党名を名乗っている点を取り上げている。
- ・また、危機管理や文書等の保存といった条項を入れている点も特徴的だと思う。川口市は、過去の災害(火災)によって公文書などが焼失した経験があることから、危機管理を盛り込むこととした。
- ・コンプライアンス(法令遵守)については、市職員だけでなく、市長や議会についてもその重要性を謳っていることも特徴だと思う。
  
- ・第2検討部会は、協働をテーマに検討を進めてきた。構成(順序)については、拘りはなく概ね比較表のとおりである。また、他の部会と比べて項目によっては空気が多いところがあるが、こうしたパートは他の部会にお任せするということである。
- ・特に重要な点はビジョンの部分で、このビジョンを実現するための活動

	<p>として「まちづくり」を位置付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、まちづくりの活動を支援するための基金の設置について規定している点も特徴の一つである。</li> <li>・第3検討部会は、他の部会と比べてかなり詳細な内容を盛り込んでいる。これは、より具体的な規定を置くことによって、実効性を担保しようとしているもので、特徴的なところだと思う。</li> <li>・また、自治基本条例を制定することで、明日の行政サービスが変わることを重要視しているため、表現も標語的なきれいなものではないのも特徴だと思われる。(以上、委員長)</li> <li>・第4検討部会の考え方としては、例えば家を建てるとした場合、自治基本条例は全ての部材について決めるものではなく、あくまで土台部分を担うものであるとして、その他の部分は他の条例に委ねるべきとの判断で検討してきた。</li> <li>・また、市民にも容易に理解できる分かりやすい条例にするべきだとして、条例の項目を抽出するにあたっては、法令や他の条例と重複するものは避けることとした。</li> <li>・また、憲法を確認しても目的や定義などが規定されていないように、こうしたものは個別の条例で定めるべきものだと判断している。</li> <li>・さらに、市民と行政との関係がより円滑なものになることを狙って、とにかくシンプルなものにするというのがコンセプトであった。</li> <li>・第4検討部会の特徴としては、シンプルな条例を端的に示している部分が「川口基本条例」という条例名の提案である。自治という言葉をあえて外すことによって、川口の基本に位置付く条例であることを強調している。</li> <li>・体系（構成）についても、複雑にすると分かりにくくなるため、比較表の順番ではなく、市民からの目線を重要視し、市政へのアクセス手段を中心に考えながらシンプルなものとした。</li> <li>・また、市民や行政に対する役割や責務を事細かに規定しても煩瑣（はんさ）で分かりにくくなるため、詳細な規定は全て他の個別条例に委ねるべきという考え方に立っている。</li> <li>・第5検討部会では、体系全体については比較表の大項目・中項目の順序で概ねよいということとなった。</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・特徴的なところとしては、条例の名称を「川口市みんなの自治基本条例」ということで、「みんなの」を付けて親しみが持てるように考えた。また、理念に「おやこ育ち」という言葉を採用した点も特徴的だと思う。これは、社会全体として親だけでもなければ子だけでもなく、全ての人という意味があり、そのなかで世代間のバトンタッチが行われるべきといった考え方である。
  - ・前文でも川口市らしさを出すため、「おやこ育ち」というコンセプトを提示している。条例の目的と基本理念では、市民が主役ということにしている。定義規定はあまり多く設けてないが、「自治」については市民が分かりづらいのではと考えて定義している。また、全ての主体（市民、議会、市長、他）が対等であるという観点から、特に市民だけをクローズアップするということはない。
  - ・また、小学校を単位とする「みんなの地域協議会」という組織を設けて、町会、PTA、企業、行政機関が一体となって地域のことを考える提案をしている点も特徴だと思う。
  - ・さらに、市役所に届けられた声を議員全員が共有することで、議員間の議論の活性化を狙っている点も特徴だと思う。
  - ・議会内での議論を重視しようという発想から、議員相互での自由討議についても大いにやってもらいたいとしている。
  - ・この他に、市が保有する情報は、個人情報以外は全て市民との共有財産とする規定や、住民投票の発議を市長と議会に加えて、住民の10分の1の連署としている点なども特徴である。なお、住民投票については、請求や発議があった場合は必ず実施するものの、結果については尊重するに留まっている。
  - ・最後に監査については、結果の公表だけでなく、その結果に至った理由（経緯）も含めて市民に分かりやすく公表することとしている。
- ・各部会からかなり多様な提案が寄せられたが、これらを調整する作業は極めて大変だと思う。
- ・編集委員会からの宿題の1つには、市の法制担当から助言を得ることについて検討してくるとしていたが、これだけ多様な案をまとめるとなると、法制担当に助言を求めないと進められないと思うがどうか。
- （以上、委員長）
- ・法制担当にアドバイスを求めることに反対ではないが、基本的には条例案は委員だけで、できるだけ検討することが望ましいと思っている。

- ・助言を得ても、それを取り入れるかどうかは編集委員会や運営調整部会の判断であるため、問題はないと思うがどうか。(委員長)

一同異議なし

編集委員会から各部会への検討事項について

- ・宿題の一つである法制担当については、助言を求めることで了承されたが、外部から招聘するかどうかは決まっていない。第1検討部会の意見では、三宅部会長にお願いしてはどうかという提案があった。(委員長)
- ・法律等との整合性を図るためには有識者の介入は必要と考えるが、新たに有識者をお願いした場合、これまでの検討になかった視点から問題提起などがされては混乱してしまう恐れがある。そのため、これまでの検討経緯をよくご存じである三宅部会長を指名させていただいた。
- ・まずは、市の法制担当の助言を必要に応じて得るということではよいのではないか。
- ・では、市の法制担当の助言を得ながら進めることとする。
- ・条例の内容そのものの調整はかなり時間がかかりそうなので、まずは理念について議論したい。共通の理念に基づいて議論をすることによって、同じスタンスで条例案を検討することができると思う。そのため、理念を議論したいと思うがどうか。(以上、委員長)

一同異議なし

- ・市民が主人公(主役、主権者)という観点は、各部会とも共通していると感じた。一方では、第5検討部会の「おやこ育ち」や、第3検討部会の実効性を強調するスタンスなどの特徴的な理念もあるので、皆さんの理念に関する意見を聞きたい。(委員長)
- ・「市民が主人公」というコンセプトが多く示されているが、何に対する主人公なのかが不明確だと感じた。

- ・川口市の自治に関する基本的な事項を定めるのが自治基本条例であると理解している。
- ・市政運営の中で市民が主人公という規定を置いている。主人公という言葉はキャッチフレーズ的に聞こえるかもしれないが、そこには市民が主権を持つという深い意味が込められている。従って、市民主権という言葉も置いてもいいかもしれない。
- ・自治によって何かをすることが重要であると考えているが、自治ができたからといって終わりではない。その次の段階であるまちづくりのビジョンに繋げていく必要がある。
- ・第4検討部会からは川口基本条例という名称を提案しているが、自治は憲法で保障され地方自治法で詳細に規定されているので、改めて条例の名称や条文の中で規定する必要はないものと考えている。
- ・主人公という言葉には2つのコンセプトが入っていると思う。1つには主権者である市民が代表者である市長や議員に信託しているということ、もう1つはコミュニティを運営する主体は市民であるということだと思っている。
- ・第4検討部会では、言葉の定義については施策や局面に応じてその範囲や解釈が違ってくるので、自治基本条例の中では敢えて定義をしないで、それぞれの場面で必要に応じて考えればよいとしていた。なお、こうした考え方は、編集委員会の編集方針(理念)に当たるものと考えている。
- ・理念とは不変のものであり、市民主権については絶対に必要な理念だと思っている。さらに、市長、議員、職員が市民とともに市を支えていくという観点から、協働についても重要だと考えている。そして、こうした市民主権や協働の先にあるものが、川口市の持続的な発展であり、川口市民の幸福であると思っている。
- ・なお、条例の名称がどのような影響力を持つのか、市の法制担当に聞きたいと思っている。
- ・市長や議員へ信託する自治も、コミュニティにおける自治も、両方重要なコンセプトだと思っている。これらの基礎となる考え方が、市民主権という理念ではないだろうか。

- ・今までの議論を聞いて市民が主人公であることは理解できたが、市長や議員はなぜ主役ではないのかが分からない。
- ・市民がはっきり定義されていないと、市民が主役と言ってもその対象が誰なのかが分からないので、定義は必要だと思うがどうか。(委員長)
- ・定義については、その施策の特徴に応じて個々に検討し規定すればよいという意見であって、要らないという意味ではない。
- ・市民を定義するという事は、市民が誰かを決めるという意味であり、どういう人に権利や義務を与えるのかといった極めて重要なことだと思っている。
- ・個別の条例にはそれぞれ目的や定義があるので、それを全部網羅するような定義を自治基本条例に置く必要はないと思う。
- ・自治基本条例に相応しい市民の定義を設けるのであって、個別条例全てに共通するような「市民」を定義するのではない。
- ・アドバイザーの金井委員と石井(良)委員のご意見はどうか。(委員長)
- ・日本国憲法は国民を当然の前提としているが、実は国民が誰かを定義しておらず、個別の法律に定義することを委ねている。
- ・川口市の自治基本条例が憲法に倣って「市民」を定義しない場合、市民とは誰かと聞かれたときに、当然の前提としてみんなが同じ答えができるかどうか論点になると思う。
- ・一方で、「市民」を定義しないことは1つの工夫だと私も思っている。想定される市民像が無数にある場合、敢えて定義しないこともあり得るだろう。
- ・いずれにしても、市民のあり方を重視する自治基本条例において、市民は誰なのかという極めてシンプルな問いを受けた際に、当然の前提として答えを返すことができるのか、その内容が正しいのかが判断の鍵となるだろう。(以上、アドバイザー)
- ・定義するかどうかは別にして、「市民」の考え方(対象)については詰めないといけないと思う。

- ・市民は何の主人公かを考えたとき、ローカルガバナンス(地域自治)、ローカルデベロップメント(まちづくり)、ヒューマンデベロップメント(人づくり)の3つの主人公が考えられる。(以上、アドバイザー)
- ・市の法制担当は、通常どのような形で条例策定に関わっているのか。(委員長)
- ・市長が提案する条例は、担当課が条例案を作成し、総務課が審査してから、市長が議会に提案することとなっている。
- ・従って、自治基本条例についても同様に担当課が起案し、総務課がその内容を法律的に違反していないか、形式的な表現が条例にあったものとなっているかなどの観点から審査することになる。
- ・ただし、市民の皆さんが議論して条例素案を策定しているというプロセスは大変重く受け止めており、最大限尊重させていただきたいというのが基本的な考え方である。当然、条例の内容を修正する場合の委員の了解の必要性も十分認識している。
- ・条例上の定義については、通常その条例の範囲内における定義となるものである。(以上、総務課)
- ・「市民」については、住民票がある人だけでなく、実態として川口市に在住している人や通っている人も市民に含まれるということで、全体としてコンセンサスが取れていると思う。
- ・定義するかどうかについては意見が分かれているが、皆さんの「市民」に関するイメージは共通しているようだ。(委員長)
- ・市民という言葉聞いたときに、住民票を持っている人をイメージするのか、それよりも広範囲をイメージするかで、定義するかどうかを決めてはどうか。
- ・市では市民をどのように定義しているのか。
- ・サービスを提供する課によって様々である。市民課では住民票を持っている人がメインの「市民」となるだろうし、外国人登録の担当では外国人がサービスの対象となり「市民」となる。また、教育では、市立高校に通っている市外に住民票を持つ子供も「市民」となるだろう。



(事務局)

- ・第4検討部会としては、「市民にとって親しみやすい条例」を目標に掲げているため、定義することによって分かりやすくなるのであれば、それもあり得る議論だと思う。
- ・自治基本条例における市民の定義が狭まった場合、最高規範性としての他の条例への影響力が弱まってしまうのではないか。
- ・また、定義に書いてない人は市民ではないのか。
- ・さらに、「市民」の定義がないことによるリスクはないのか。

(以上、委員長)

- ・定義に書いてなくても、平等の理念などによって自分は対象者ではないということにはならないだろう。
- ・漏れがないように定義することもできている。例えば、第5検討部会の定義は漏れがないと思うがどうか。
- ・川口市の病院に通っている市外の人、一方では市外に住んでいながら川口を思う気持ちが強い人など、川口市との関わり方が様々あるので、確かに市民を一義的に定義することは難しいだろう。しかし、網羅性を求める必要はないと考えており、自治基本条例の対象となる「市民」をしっかり定義すればよいのではないか。
- ・「市民」を定義する、定義しない、双方もつともな意見だと思った。折衷案としては、自治基本条例で定義している「市民」とは別に、個別条例で「市民」を定義することは可能であるとしてはどうか。
- ・条例に優劣はあるのか。
- ・慣習的に、後に制定されたものが優先され、一般的な規定よりも詳細な規定が優先されるといった考え方はあるようだ。しかし、明確な根拠はなく、はっきりした原則もない。(アドバイザー)
- ・本市では、これまでに最高規範性を謳った条例がない。
- ・また、地方自治法上では、条例には優劣がないと規定されている。

- ・一方で、立法するときの姿勢として精神的な最高規範性を示した場合、どこまで尊重するのか、させるのかという問題も出てくる。  
(以上、総務課)
- ・部会ごとに対立する論点が明らかになったと思うが、ある程度コンセンサスが得られるような段階では、文章化は事務局に委ねてもいいのではないか。(委員長)
- ・魂の部分は編集委員会で話し合い、文章化するという作業は事務局に任せる、そして編集委員会でその文章を確認するという行程を繰り返しながら完成させるのであれば賛成だ。
- ・今の進め方で基本的には賛成であるが、コンセンサスが何であるかを委員全員が確認する必要があると思っている。事務局に文章化を依頼するのはその後でいいのではないか。
- ・今の段階では、居住者を入れるのかどうかという細かな議論よりも、定義は総合的なものにするのか、簡素なものにするのかという方針を決めるべきだと思うがどうか。
- ・対立するポイントが先鋭化し、議論が泥沼化するような状況になったとしても、きちんと議論することが重要だと思う。(委員長)
- ・多数決では決めないということか。
- ・最終的に多数決によることもあるかもしれないが、今の段階ではきちんと議論したいと思っている。(委員長)
- ・市民の定義は、対象をできるだけ幅広くという点では一致していると思う。従って、この場ではこれ以上議論しなくてもよいのではないか。
- ・まずは居住者が条例の対象者となるだろう。
- ・自治基本条例で期待する「市民」とは誰かを考えて定義をすればよいのではないか。

- ・通勤・通学、事業者、NPO等団体なども入ると思う。
- ・今出された提案からすると、例えばホームレスなどは対象にならない。安全・安心の観点から考えるならば、ホームレスも市のサービスの対象となっている。従って、定義には限界があると思っている。
- ・サービスの対象ではなく、自治の対象となる範囲を「市民」に定義すればよいと思う。
- ・それでは、定義については今回の議論を踏まえて事務局に案を作ってもらいたい。(委員長)

#### 今後の進め方について

- ・今回議論をしてみて、改めて取りまとめが非常に難しいと思った。今後はなるべく早い段階で合宿を行い、取りまとめていきたいと思っている。少なくとも2回は、合宿を行う必要があるだろう。(委員長)
- ・2日間の合宿が最低でも必要だという時点で、スケジュールや進め方に限界が感じられる。
- ・運営調整部会を含めて、スケジュールを変更したほうが良いと思うかどうか。
- ・確かに7月11日の運営調整部会までには、まとめきれないと思う。
- ・運営調整部会をもっと後に開催するという事は可能か。  
(以上、委員長)
- ・全体スケジュールを鑑みて、7月末なら開催できそうである。(事務局)
- ・では、編集委員会を7月に3回程度開催し、引き続き審議していきたい。その上で、どうしても取りまとめが難しいということになれば、その後の進め方を改めて検討したいと思う。(委員長)

	<p>(以下の日程で開催が決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 7月6日(日) 9時~12時</li> <li>➤ 7月7日(月) 18時半~20時半</li> <li>➤ 7月13日(日) 10時~17時</li> </ul>
次回以降日程	<p>7月6日(日) 9時~12時</p> <p>7月7日(月) 18時半~20時半</p> <p>7月13日(日) 10時~17時</p>